

●香川県告示第255号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、昭和47年7月20日指道第11号（昭和47年香川県告示第459号）で行った道路の位置の指定を次のように廃止した。

令和4年9月9日

香川県知事 池 田 豊 人

- 1 廃止年月日 令和4年8月30日
- 2 指定を廃止した道路の位置 善通寺市善通寺町字上ミ田2106番26の一部、2106番128の一部、  
2106番129の一部
- 3 指定を廃止した道路の幅員とその延長 幅員 4.00メートル  
延長 34.20メートル

関係の図面は、香川県土木部建築指導課及び香川県中讃土木事務所総務課において閲覧に供する。